

令和 8 年 4 月
(2026年)

保護者の皆様へ

吹田市教育委員会

学校での傷病時における医療機関の受診について (お願い)

平素より、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、学校においては、安全管理について十分に配慮を行っておりますが、発生した傷病の状況や程度によっては、医療機関を受診することがあります。

つきましては、各医療機関において円滑に診断・処置を受けることができるよう、下記の対応について、ご理解、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

記

- 1 **受診の際は、原則医療機関への同行 (学校への迎え、医療機関への付添い)をお願いします。**
 - ▶ 医療機関では検査や処置を受ける際、医師から保護者に対して様々な説明や同意の確認等が行われます。そのため、「医師の説明責任」や「個人情報の保護」等の観点から、原則医療機関へ同行いただきますようお願いいたします。
 - ▶ 緊急の場合は、保護者の到着を待たずに病院に搬送しますので、病院で合流をお願いします。

- 2 **受診する場合、搬送する医療機関を確認します。**
 - ▶ 安全カードの「かかりつけの医院・病院」欄に記載がある場合は、その内容を参考にしますが、特に希望がある場合は医療機関名をお知らせください。
 - ▶ ただし、緊急時や連絡がつかない場合は、各学校において医療機関を判断します。なお、病床数200床以上の病院を受診する場合は、選定療養費が発生することがありますので、予めご了承ください。

- 3 **受診時には、児童・生徒本人のマイナンバーカード (マイナ保険証) または健康保険証、子ども医療証等を医療機関に持参してください。**
 - ▶ 令和6年12月2日以降、医療機関受診ではマイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことが基本となりました。受診時には、医療機関に健康保険の資格が分かるもの (マイナ保険証や健康保険証等) と子ども医療証等の提示をお願いします。